

平成30年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年3月7日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月14日 午前10時00分		
	散 会	3月14日 午前10時33分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	7	玉 城 みちよ	8	與那嶺 好 和
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	中 原 茂 仁	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	玉 城 奎	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳		
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	嶺 井 雄 二			

## 平成30年第 1 回今帰仁村議会定例会

議事日程第 3 号

平成30年 3 月14日（水曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第 5 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
2	議案第 6 号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
3	議案第 7 号	今帰仁村個人情報保護条例及び今帰仁村情報公開条例の一部を改正する条例について	質 疑
4	議案第 8 号	今帰仁村の現行の条例の用語等の整備に係る基本方針に関する条例の制定について	質 疑
5	議案第 9 号	今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
6	議案第 10 号	今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
7	同意案第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	質 疑
8	同意案第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	質 疑
9	同意案第 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	質 疑
10	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	質 疑

○ **東恩納寛政 議長** 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

○ **東恩納寛政 議長** 休憩します。

(休憩時刻 午前10時00分)

○ **東恩納寛政 議長** 再開します。

(再開時刻 午前10時04分)

日程第1. 「議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次 議員** 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

提案理由には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第36号）別表について所要の規定の整備を行う必要があるため、この議案を提出しますということです。次に現行「別表、別記2」から改正後の「別記1」ということで、いろいろ日額、月額等書かれておりますけれども、中身の件ではないと思いますので、わかりやすく説明を求めます。

○ **東恩納寛政 議長** 島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** 議案第5号、1番與儀議員の質疑について説明いたします。

提案理由にありますとおり、地方公務員法の一部改正によりまして、今回の条例案を提案しております。中身としましては、特別職の非常勤職員と一般職非常勤職員とが混在して条例の中にもありましたので、その辺の文言の整理と、それと別表の表記の中で過去に報酬規定がつくられたものに追加して、1款から10款までの中身が混在して入っている状況がありましたので、その整理を含めまして、過去の委員会、現在活用していない審議会とか、そういったものの削除をやっております。あと、先ほど説明しました一般職非常勤職員の職の設置に関する規則で表記すべき内容のものが今の条例に入っていましたので、それを分離したということになります。例えば今帰仁村税等滞納整理非常勤職員とか、健康相談及び介護予防非常勤職員、本来非常勤の嘱託員で担うべきところについても、その条例の中に規定されておりましたので、法令の改正によりまして一般職非常勤職員の職の設置に関する規則等に定めるように改正しているところであります。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次 議員** 先ほどの総務課長の説明では、いろいろ委員会があったのが、今はもう使っていないものを整理して、また新しいものを入れたということだと思うのです。庁舎建設委員も昔はなかったものをことし入れたという形で、整理しながらだということですよ。金額が変わったということではないですよ。こちらにいっぱい金額が書かれていますので、2から1に金額が変わるのかと錯覚する可能性はありますので、今質疑しております。これは極端に言えば、調査建設委員会も庁舎ができなくなりましたので、次またこういう形で一部改正と入れることができるのか。国の法律によってしかできないのか。我々で今ある委員会も、次はこの委員会はもうなくていいとなると整理してできるのかどうか、

お伺いします。

○ **東恩納寛政 議長** 島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** ただいまの質疑について説明いたします。

国の法令が変わるたびにこれを変えるのかということではなくて、審査会とか審議会とか、村にとって必要な審議会、必要な場合については、その都度議会の議決を経て決めていくということになっております。今回の大きな変更点につきましては、地方公務員法の改正によって、一般職非常勤職員として規定すべきものを、特別職の非常勤職員の中に混在していましたので、これを公務員法にのっとなって改正したというところがございます。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** ほかに質疑ありませんか。11番座間味 薫議員。

○ **11番 座間味 薫 議員** 議案第5号について質疑をいたします。

今の1番議員の質疑への説明で大体は理解いたしましたけれども、混在していたというのは間違っ  
て載っていたということではないわけですか。

それと、この旅費の額のところに、現行が職員の旅費に関する条例の3等級の職に相当するとありますけれども、改正後には1等級の職に相当するとなっておりますけれども、これの説明を求めます。

○ **東恩納寛政 議長** 島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** 11番座間味議員の質疑について説明いたします。

まず、混在していたということは間違いではなかったかということでございますけれども、特別職の規定すべき地方公務員法の規定を拡大解釈をしていたところ、本村だけではなくて、全国的に嘱託職員をこの規定に基づいて設置していたものを、より専門性の高い審議会とか審査会をこの条例に基づいて規定すべきと。一般職員と同等の嘱託職员的な通常的な業務についている嘱託員等につきましては、一般非常勤職員として会計年度任用職員としての取り扱いの規定にすべきだということで、今回改正しているところ  
でございます。

あと1点の3級を1級に改正というものにつきましては、審議会については特別職の非常勤職員でありますので、1等級という規定であります。あと嘱託員等につきましては、職員と同等の業務をこなすわけ  
ですので、職員と同等の旅費規定の3等級ということで規定をしたというところがございます。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ **9番 山城 太 議員** 議案第5号について質疑をしますが、別記中にあります、中段ぐらいですか、保育所民営化移管法人選定委員会というのは残っているのですけれども、今後も民間に移管するのか。どの園を民間に移管するのか。民間に移管する園があるのか。そのままこの文書を残してよろしいのか、その辺の答弁を求めます。

○ **東恩納寛政 議長** 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ **宮里 晃 幼保連携推進室長** ただいま9番山城 太議員の質疑についてご説明いたします。

この民営化移管法人選定委員会なのですけれども、これは今回、兼次地区、天底地区の民間法人を選定する際に設立した委員になりますけれども、実は今帰仁村の子ども・子育て会議の中で、子ども・子育て計画の中で、今後の幼稚園、保育所のあり方というところで、旧今帰仁中学校跡地にあります今帰仁保育

所なのですが、こちらに関しては今後民間の移管も行うという意見も出ておりますので、時期については定めておりませんが、方針がそういう方針なので現在残しているという状況です。また改めて、今後方針が変わるようでしたら、また取り除くという形で考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第2. 「議案第6号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 議案第6号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

提案理由には、現行の規定が社会情勢の変化に対応できておらず、実態に即した旅費支給に見直す必要があるため、この議案を提出します。とありますけれども、これは今帰仁だけなのか。別の自治体もそういう方法で今後改めていく様子があるのかどうか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 議案第6号、1番與儀議員の質疑について説明いたします。

他市町村についても、今後規定の改正があるのかということでございますけれども、今回の改正につきましては現行の条例が、先島につきまして、久米島を含む宮古・八重山群島の離島ということで規定されておりますけれども、近傍の離島、伊江島、伊平屋とかの離島について、離島は離島として規定していきたいという内容であります。また、今般の社会情勢につきましては、近傍の離島でありましても宿泊費等の高騰によりまして、少し実情に合わないのではないかとということで改正しております。他市町村につきましては、先に実情に合わせた改正がされているところがありますので、そのあたりを参考に今回規定の改正をしたところであります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 この費用弁償みたいなものは日当はそのまま900円ということで、議会も費用弁償は900円という形で理解してよろしいですか。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時17分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時17分)

島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

1等級の費用弁償、日当につきましては900円ということでございます。今般の改正につきましては、宿泊料の改正でありますので、ご理解よろしく申し上げます。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 議案第6号について質疑いたします。

宿泊料の改正ということなのですが、県内旅行が3,000円のアップ、離島が2,000円のアップということで、この3,000円と2,000円の根拠について説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 3番與那嶺議員の質疑について説明いたします。

宿泊料3,000円のアップにつきましては、現行の旅費につきましては本島内が6,500円、離島、先島が7,500円で規定されております。本島内の宿泊施設の平均といえますか、状況を見ますと、本島でも9,500円程度、離島においても変わらないということで、そのような規定にしております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 若干離島のほうがホテル代は高いのかなと私は認識していて、今質疑しました。というのは、県内と離島が同額になっていますので、これは大体平均して一緒、同じぐらいということで今認識してよろしいでしょうか。あと、これは上限の額を示しているものなのかというのも説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 宿泊料の規定につきましては、上限という切りがありませんので、平均的な宿泊施設ということでの認識で規定をしているところであります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 上限ではないということなのですが、これは例えば9,500円以上かかった場合は、また村から出すという考えもあるということなのではないでしょうか。伺います。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

まず宿泊した施設が、1万円の施設に宿泊をしますと500円につきましては自己負担ということになります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 議案第6号について質疑いたしますが、社会情勢の変化とおっしゃっておりますが、その辺はどういう認識なのか。

それと、等級によって100円ないし200円の差額があるのですけれども、その1等級が県内でしたら900円、2、3等級でしたら800円の日当、宿泊料が9,500円と9,300円になっていますが、その差額です。この違いの根拠を答弁求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 9番山城議員の質疑について説明いたします。

まず1等級・2等級の差額についての説明ですが、大分以前につくられた今帰仁村の旅費規程でございまして、その1等級は特別職、議員の皆さんを含めて、役場の三役の規定と、あと先ほどの特別職の非常勤の委員の皆さんが1等級の職に該当します。その他3等級につきましては、職員ということでの規定でございまして。あと最近の動向としまして、県内旅費で1等級、2等級の差がないというのが、今県内で1等級、2等級、3等級の旅費につきましては実用的な実費ですので、そういった定めがない市町村もふえてきております。この辺につきましても今般検討はしたのですけれども、職員としては特別職のほうと並ぶような形にもなりますので、今回は従来どおりのやり方で職に応じた、少しの差ではございますけれども

も、同様の規定で定めたところであります。その辺の根拠については、手持ちの資料がございません。

社会情勢の変化につきましては、昨今のインバウンドであるとか、県内の観光客が多くなりまして、宿泊施設がなかなか確保できないという状況もありまして、そういった一般的に泊りやすいところでの宿泊費の規定にしているところであります。なかなか宿泊予約もとりにくい状況も鑑みて、平均的に9,000円程度であれば部屋も探しやすいただろうということの内容で規定しております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 社会情勢に対応できないというのは、ホテルがとりにくいといった内容の答弁だったと思うのですが、結構最近では民泊もあり、ホテルもあちこち小さな宿も増加傾向にあるのですが、その辺の整合性、再度答弁を求めます。

それと旅行の金額の件ですけれども、この書面を見たら1等級というのは報酬の多い方というイメージがあるのです。報酬の多い方に100円から200円多く支給されて、報酬の少ない方がまた逆に少ないというのは何か違和感があるのです。それを、先ほども同等にするとか検討があったようですけれども、今後この数字の逆転を検討なされるか、同等にするか。再度答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 9番山城議員の質疑について説明いたします。

民泊等を含めたさまざまな宿泊施設の検討ということでございますが、一般的に公務としていきますので、ホテルとか宿泊施設を想定した規定としているところであります。

あと1等級、2等級、3等級の差につきましては、特別職と一般職との差ということで、ご理解いただければと思います。今後につきましては同等の改定も必要であればやっていきたいと思うのですが、まず議会の皆さんの旅費につきましても職員の旅費の規程に準ずるということがありますので、この辺の調整をしていなかった関係で、現行どおりの宿泊費の改正にとどめたところでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 議案第6号について質疑いたします。

先ほどからも質疑があっておおむね理解をしているのですが、ちょっとわかりにくいところがありましたので再度質疑をさせていただきます。

先ほど9,500円というのは上限なのか、そうじゃないのかという質疑があって、例えば宿泊費が1万円だった場合、500円は自己負担ということであるならば、これは上限と捉えたほうがいいのではないのかと思うのですが、その辺を再度説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 5番與那議員の質疑について説明いたします。

宿泊料の規定が上限ではないかということでございますが、条例上の規定で言えば上限ということで、ご理解をお願いしたいと思います。先ほどの説明では、それ以上の宿泊施設もありますので、それ以上出た場合はそれ以上また出すのかという観点から捉えて説明をいたしましたので、そういうことであります。

旅費の規定については、日当、宿泊料、食卓料を支給できるということになっておりますので、その範囲での支給ということになります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

日程第3. 「議案第7号 今帰仁村個人情報保護条例及び今帰仁村情報公開条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第4. 「議案第8号 今帰仁村の現行の条例の用語等の整備に係る基本方針に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 議案第8号について質疑いたします。

この中のページ数が打たれていますので、2ページの経過措置、当分の間とありますけれども、この当分の間というのはどのぐらいを想定されているのか、説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 議案第8号、5番與那議員の質疑について説明いたします。

提案の2ページの当分の間ということでございますけれども、この件につきましては今現在、条例の全見直しをやっているところでございますので、その見直しが完了する間、今年度9月ごろを一応想定はしております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第5. 「議案第9号 今帰仁村地域活動拠点活性化施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第6. 「議案第10号 今帰仁村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第7. 「同意案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第8. 「同意案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第9. 「同意案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第10. 「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

(散会時間 午前10時33分)